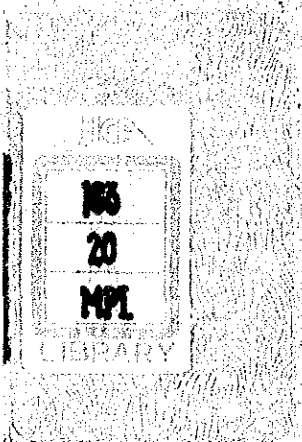


# ブルネイ概況

1982年10月

国際協力事業団



鉦計工
JR
82-144

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial reporting and compliance with regulatory requirements. The text notes that incomplete or inaccurate records can lead to significant legal and financial consequences for the organization.

2. The second section focuses on the role of internal controls in preventing fraud and errors. It outlines various control mechanisms, such as segregation of duties, authorization procedures, and regular audits, which are critical for ensuring the integrity of the organization's operations. The document stresses that a robust internal control system is not only a defense against fraud but also a means of improving operational efficiency and reducing risk.

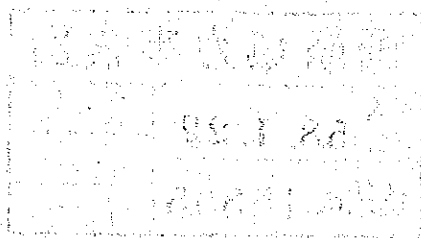
3. The third part of the document addresses the challenges of data security in the digital age. It highlights the increasing threat of cyberattacks and the need for organizations to implement strong security protocols, including encryption, access controls, and regular security updates. The text also discusses the importance of employee training and awareness in maintaining a secure environment, as human error remains a significant vulnerability.

4. The final section discusses the importance of ethical leadership and corporate governance. It argues that leaders must set a clear example of ethical behavior and ensure that the organization's values are reflected in its policies and practices. The document notes that strong corporate governance is essential for building trust with stakeholders and ensuring the long-term success of the organization.

JICA LIBRARY



1012362181

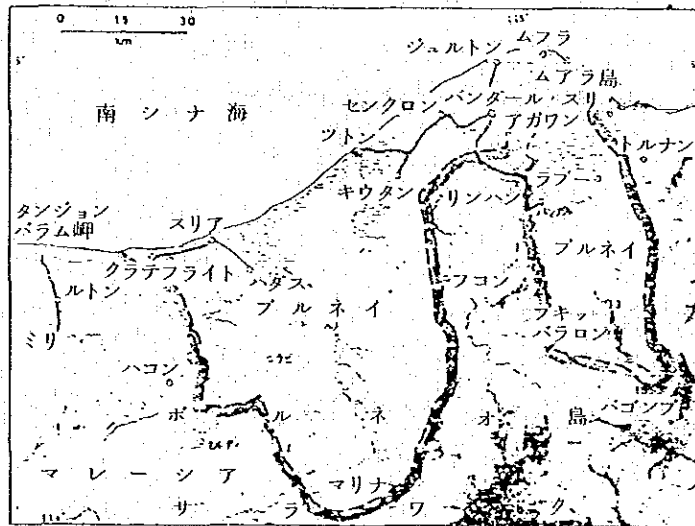
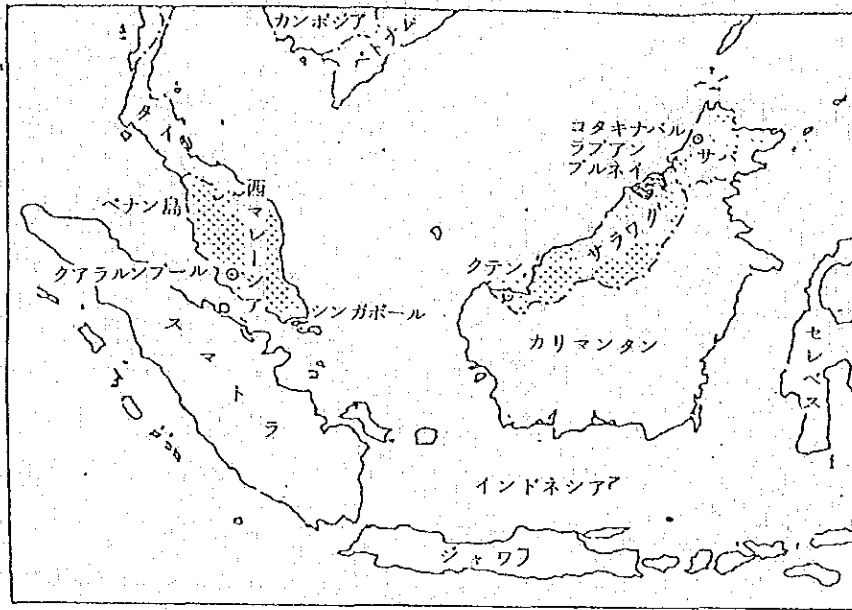


国際協力事業団		
受入 月日	84. 5. 18	103
		20
登録No.	05712	MPI

# 目 次

1. 概 括	
(1) 沿 革	1
(2) 国土及び気候	1
(3) 宗 教	1
(4) 言 語	2
(5) 人 口	2
2. 政 治	
(1) 憲 法	4
(2) 行 政	6
3. 経 済	
(1) 開発計画	7
(2) 国内総生産	7
(3) 財 政	9
(4) 産業構造	11
(5) 貿 易	13
(6) 金 融	15
(7) 会社事業及び会社法	15
(8) 税 制	16
4. 運 輸	
(1) 港 湾	18
(2) 道 路	18
(3) 航 空	19
(4) 通 信	19
5. その他	
(1) 観 光	20
(2) 入国手続	21
(3) OFFICE HOUR	21









## 1. 概 括

### (1) 沿 岸

西暦6世紀頃ブルネイらしき記述が中国の文献に見え、16世紀頃には、回教王国となった。17世紀に入り、ボルネオ島のほぼ全域とスルー群島からフィリピンの一部までをその勢力下におさめた。

1888年ブルネイは英国との協定によりその保護領となり、1905年来、高等弁務官（ハイ・コミッショナー）の駐在を認めるようになった。1941～45年の間の太平洋戦争中、日本軍が占領したこともあったが、その後再び英国保護領となり、1971年11月、英国・ブルネイ新協定に基き、高等弁務官の地位を改め、内政はブルネイ国王の率いるブルネイ政府の自主専管するところとなり、外交のみ英国が引き続き担当、軍事は両国共管と改められた。（1959年アングロ・ブルネイ協定、1971年改訂）

1978年6月、ブルネイと英国との間に、5年後の1983年末、軍事・外交を含むブルネイ完全独立について合意が成立し、12月に協定書が調印された。

ボルネオ島の歴史の中で交易を中心に大きな地位を占めてきた。また現在ではボルネオ島の“ダイヤモンド”といわれるほど“お金持ち”のブルネイの独立は周辺の東南アジア地域の政治風景と経済関係にも新たな彩りをそえることになるだろう。イスラム教立憲君主国ブルネイにとって、百年近くにわたる英保護領という立場からの独立は“開国の新時代”の到来を意味し、その開国の夜明けに備えて諸準備が精力的に進められている。なお、独立後はASEAN加盟が予定されている。

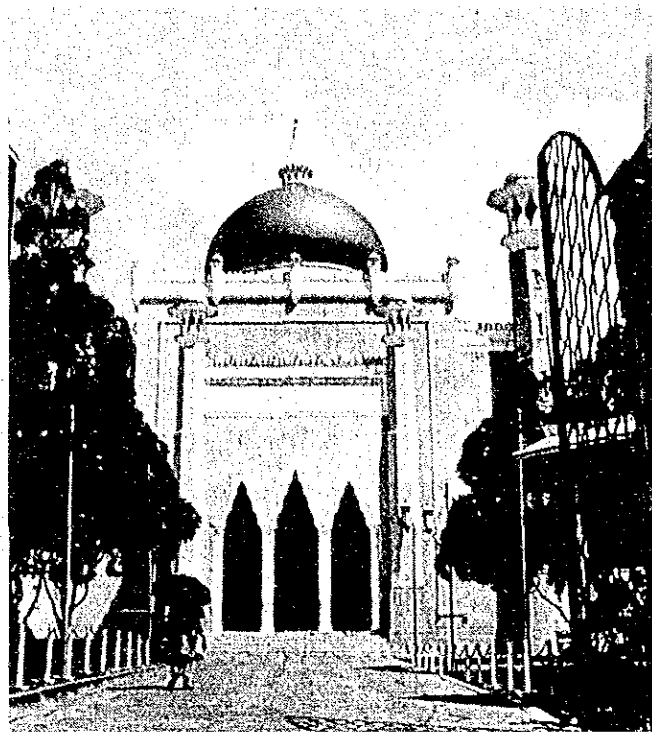
### (2) 国土及び気候

ブルネイは、面積が5,765平方キロ（日本の三重県ぐらい）で、ボルネオ島西海岸北緯4度2分から5度3分、東経114度4分から115度2分の間位置しており、マレーシア領サラック州により2分されている。国土はほぼ全域が丘陵地であり、約80%が密林におおわれている。

気候は熱帯性であり、日中平均気温は、華氏80～90度（摂氏26.7～32.2度）位である。夜間はわずかであるが気温は低くなる。年間降雨量は、海岸部で2,500mm、内陸部では5,000mm以上である。

### (3) 宗 教

回教を国教としているが、仏教、キリスト教等他の宗教も小教民族の間で信仰されている。



ブルネイ首都回教寺院モスク

ブルネイの信仰心を象徴している。1958年に建てられ、伝統的なイスラム建築の様式にデザインされている。

#### (4) 言語

公用語はマライ語であるが、公的文書には英語を使用している。学校教育は公立学校ではマライ語で行われているが、中国語や英国を使用する私立学校もある。

#### (5) 人口

1979年央のブルネイの人口は213,000人であり、男128,000人、女85,000人から構成されている。1978年央の同国の人口が200,000人であったので年間増加率は6.5%となる。

このような高い人口増加率は政府の開発計画の進展に伴う輸入労働者の増加によるもので、1979年央では、同労働者及びその扶養人数は61,725人に上っている。

人種別、年令別、地域別分布状況は次の通りである。

① 人種別	
マレー系	55.5%
中国系	25.5%
土着人種	12%
その他	7%

② 年 令 別

5 才 以 下 12 %

20 才 以 下 43 %

③ 地 域 別

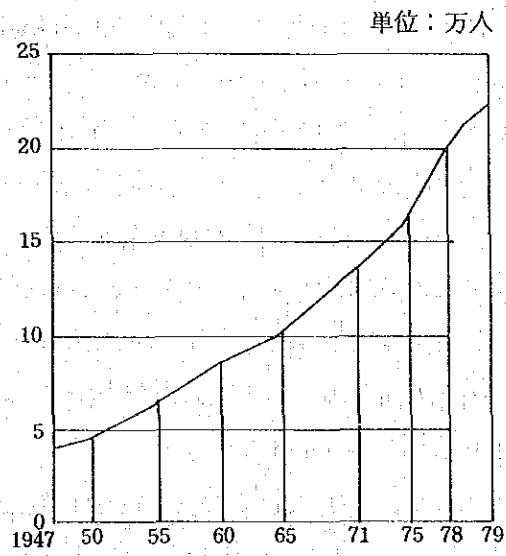
ムアラ地方 54 %

ベライト地方 33 %

テュートン地方 10 %

テンブロン地方 3 %

人口の推移



## 2. 政 治

### (1) 憲 法

1959年9月制定されたブルネイ憲法は先ず、1959年4月締結されたブルネイ・英国協定に基づきブルネイを“保護国”(Protected State)と定め、渉外事項、防衛、国の安全保障に関する事項は英国の責任とし、英国女王政府を代表するものとして高等弁務官(British High Commissioner)を置くことを定めていた。英国高等弁務官は、ブルネイの回教とマレー人としての風俗習慣に属するものを除くすべての国事につき、ブルネイ政府に助言し得るとされていた。

その後の国情の変化を反映させるべく、1971年11月23日、ブルネイ・英国協定が改訂された。即ち、渉外事項についての英国の責任は引き続き維持するが、防衛と国の安全保障に関しては、両国の間の今後の話し合いに従い、ブルネイと英国とで分担すべき課題とすることに改められ、ブルネイは“完全国内自治政府”(Full-internal Self-government)を有することとなった。

現在第29代サルタン(Hassanal Bolkiah)が在位しているが、その父親の前国王の影響力が依然強いと言われている。

ブルネイ国王サルタンは国の最高執権者であると規定し、憲法で定められた次に記す5種類の会議体(Constituted Councils)によって補佐され、且つ助言される。

- ① 国教会議(Religious Council)
- ② 枢密会議(Privy Council)
- ③ 政府閣僚会議(Council of Ministers)(Sultan in Councilとも俗称される)
- ④ 立法議会(Legislative Council)
- ⑤ 王位継承会議(Council of Succession)

#### ① 国 教 会 議

ブルネイ国王サルタンはブルネイ国教としての回教を信奉する国の最高支持者であり、回教信奉に関する凡ゆる事項につき、国教会議の助言を受ける。メンバーは国王任命とし、議長は政府宗務長官である。(State Religious Affairs Officer)

#### ② 枢 密 会 議

枢密会議は、国の憲法に規定された条項の修正、或いは廃止について国王の諮問に応える外、マレーの習慣に基く叙位叙官、栄誉、称号の贈与等についても国王に助言する。そのメンバーは、摂政会議が任命されておれば、その会議の摂政達と、6人の閣僚、英国高等弁務官の外、国王の任命した者から成っており、現在37名がメンバーを構成している。

#### ③ 政府閣僚会議

この会議は国王の主宰する国の最高の行政意思決定機関であって凡ゆる国事の執行を決め、且つ立法議会に提出されるべき事項についても審議する。一名を国王審議会（Sultan-in-Council）とも呼ばれ、国の基本的な行政事項はすべてこの会議で決定される。

月2回開催を定例とし、10人のメンバーから成る。国王と3人の摂政6人の政府関係の外、4人の立法議会メンバーも非公式メンバーとして出席することになっている。

英国高等弁務官は曾てはメンバーであったが、1971年11月の完全自治達成により現在は構成メンバーとして出席はしない。

#### ④ 立法議会

議会のメンバーは曾て職権議員6名（政府関係）、指名議員5名、公選議員10名で構成されていたが、1970年4月12日、国王は立法議会を解散し、選挙を取り止め、10名の選出議員にかわる指名議員を任命した。久しく未開催であった。その後1973年12月に再開され、今日に至っている。（1980年12月第18回開催）

#### ⑤ 王位継承会議

この会議はその必要を生じた時に憲法に従って王位継承者を決めることになっており、メンバーはチェトリア（Cheteria 王族称号の一種）4人のメンテリ（Menteri これも称号の一種）、マレー人の閣僚会議メンバー全員及び6人の宗教会議のメンバーより成っている。



第29代サルタン

( Hassanal Bolkiah )

## (2) 行 政

首席大臣 ( Chief Minister Menteri Besar )

国の全行政事項の執行につき国王に責任を負うものとし、この下に次の高級幹部閣僚 3 人があり補佐する。

国務長官 ( State Secretary ) 行政事項の主官責任者、副首相

法務長官 ( Attorney General ) 検察庁を指揮する

財務長官 ( State Financial Officer ) 国の財政事項を担当する

司法権は行政と分離、国王を代表して裁判所がこれを行う。又、国王は憲法上の疑義解釈を特別な法廷に求めることが出来ることになっている。

公務審議会 ( Public Service Commission )

3 年任期で国法より指名された議長と 4 人のメンバーより成り、軍事、警察、刑務を除く全政府議員の採用を担当する。国王は本審議会の諮問を求めその勧告に従って処理する。但し、公務員の任免、進級、異動、懲戒の人事権は国王がもっている。主務官庁は Establishment Office ( 人事院に相当 ) である。



官 庁 街

### 3. 経 済

#### (1) 開 発 計 画

第3次開発計画（1975～1979年）は終了したが、それは国民の経済的、社会的、文化的生活を改善・発展させることを目的とするものである。具体的目標は次のとおりである。

- (1) 完全雇用の維持
- (2) 農業及び工業の一層の開発促進をはかることによる経済の多様化
- (3) 最低年間経済成長率6%の達成

#### (2) 国内総生産（GDP）

1974年価格を基準としたブルネイの国内総生産は次のとおりである。

GDP(百万ブルネイトル) 年間成長率(%)

1974年	2558	—
1975年	2607	1.9
1976年	3046	16.8
1977年	3411	12.0
1978年	3534	3.6
1979年	3968	12.8

第3次開発計画期間中の年平均成長率は9.4%であった。1978年に成長率が鈍化した後、1979年には再び成長路線に復帰した。

1人当たり国民所得は日本を上廻るアジア最高の11890 USドル（1980年推定）である。

なお、消費者物価は1977年を100とすると、次のとおりである。

1978年	106.4
1979年	112.2
1980年8月	119.1

次に各分野の国内総生産への貢献度を示す。

G D P への 貢 献 度

1974年価格(単位:%)

	1974	1975	1976	1977	1978	1979
産 業 分 野						
農 業	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5
林 業	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1
漁 業	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1
鉱 工 業	88.5	87.4	87.7	87.0	86.3	81.4
電 気・水 道	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
建 設	1.3	2.0	1.9	1.8	1.9	1.6
卸 売 業	0.8	0.8	0.9	0.9	1.0	7.2
小 売 業	1.5	1.6	1.6	1.6	1.7	1.6
レストラン・ホテル	0.3	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4
運輸・通信・倉庫	0.5	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8
金 融	0.5	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6
保 険	0.1	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02
不 動 産	0.5	0.7	0.8	0.7	0.8	0.7
住 宅	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	5.4
公 共 事 業	4.5	4.7	4.5	5.4	5.7	0.0
そ の 他	(0.5)	(0.9)	(0.9)	(0.8)	(0.8)	(0.7)
合 計	100	100	100	100	100	100

鉱業・製造業は、上記6年間で約7%の減少を示しているものの、依然として、最大の貢献産業である。石油・天然ガスが鉱業の大部分を、液化天然ガスが製造業の大部分を占めている。

雇用面では、1979年において総労働人口は60,390人であり、民間部門では外人労働者は14,964人にも上っている。経済成長に伴う雇用の増加の大半は、国内労働力の需給のアンバランスによって、外国人に占められたようである。

第3次開発計画で承認されていたプロジェクトは大部分消化・達成されたが、一部についてはプロジェクトに係る調査、評価及びプラントサイトの選択等に時間を要し、さらに政府部門内での人員配置転換の制約等により未消化のままで終わった。

民間部門においては、1977年に出きた小規模事業への融資制度により、各種の事業へのブルネイ人の参加を促進した。農業部門では肥料、種子、農業機械への補助金が、漁業部門では、技術・ノウハウの提供がそれぞれの産業の発展に貢献した。



(3) 財 政

ブルネイの国家財政、歳入はその90%前後が石油、及び天然ガス関連収入で賄われている。

大別すれば、

1. 石油所得税法に基く法人税(8)一①参照)
2. 産出原油量にスライドして徴収する「ロイヤルティ」収入
3. 石油関連収入により得た資産の運用による「運用収入」から成る。

石油及び天然ガスの増産と価格上昇によって近年その収入の伸びはめざましく、毎年大幅の余剰を積み増し出来る常時超黒字財政となっている。年次財政余剰金の累積は1978年末時点で64億米ドルに上っている。

入手可能な、最も新しい資料(1982年度予算教書)によれば、ブルネイ政府財政の見通しは次のとおり。

1. 1982年度歳入見込	7,079	百万ブルネイドル	( 3,247	百万米ドル)
2. " 歳出見込				
(1) 一般(経常)勘定	1,593	"	( 731	" )
(2) 開発基金(特別)勘定	290	"	( 133	" )
歳出見込額合計	1,883	"	( 864	" )
3. 1982年度剰余(1-2)	5,196	"	( 2,383	" )
4. 1981年12月末余資準備資産	19,877	"	( 9,118	" )
( Consolidated Revenue Account ) 見込				
5. 1982年12月末 "	25,073	"	( 11,501	" )
"	( 4 + 3 )			

※ 1米ドル = 2.18ブルネイドル換算レートを使用

1980年予算の主な支出内訳は次のとおり

単位：百万ブルネイドル

軍	隊	2866
教	育	1149
公	共 事 業 費	1010
諸	サ ー ビ ス	883
医	療 費	491
警	察	465

電	力	42.1					
宗	教	行	事	27.1			
ラ	ジ	オ	・	テ	レ	ビ	22.6
刑	務	所	19.7				
地	方	行	政	17.8			
民	間	航	空	17.4			
地	方	公	共	団	体	15.7	
通	信	15.1					
そ	の	他	337.1				
合				計	1201		

1980年の開発基金（Development Fund）の配分は次のとおり。

単位：百万ブルネイドル

道	路	58.9					
公	共	建	築	57.0			
庁	舎	51.2					
電	気	40.0					
教	育	34.7					
医	療	保	健	31.1			
予	備	費	20.0				
公	共	施	設	17.6			
民	間	航	空	17.4			
通	信	16.9					
海	運	・	港	湾	15.2		
水	道	業	12.8				
農	業	9.9					
衛	生	9.5					
宗	教	行	事	6.5			
通	商	3.8					
市	政	2.0					
漁	業	1.5					
ラ	ジ	オ	・	テ	レ	ビ	1.4
郵	便	1.04					

工業・団地	0.7
林業	0.1

#### (4) 産業構造

ブルネイの産業は小規模な企業からなりたっている。因に、1978年労働省に申告した1986企業のうち約4分の3が従業員10人以下の小企業であった。産業の大部分は政府部門と石油産業から成りたっており、後者は輸出額の90%以上をかせいでいる。石油関係以外に政府当局は、医療、保険、福祉、市政、公共及び教育事業等の重要な社会事業を行なっている。規模で次にくる産業は建設、流通、小売サービス業である。これらの産業は過去10年にわたる公共事業計画の増大とともに、人口の増大に伴う物質・サービス両面の需要増に応え、発展してきた。農業、漁業は大部分は自家経営あるいは臨時雇いを加えた小グループによって行なわれている。小規模な製材業は、国内使用分を賄う分だけ、毎年政府許可のもとに生産を行なっている。上記以外は目ぼしい産業は存在しない。

以下、政府、軍隊及び雇用者の私的目的のために雇用された使用人を除く労働者の「性別」「居住資格別」「産業別」及び「職業別」の分布を掲げる。

##### 〈性別〉

男	19,653人	女	3,543人	計	23,196人
---	---------	---	--------	---	---------

##### 〈居住資格別〉

ブルネイ市民及び永住者	9,205人
一時居住者	13,991人
計	23,196人

##### 〈産業別〉

農業・林業・漁業	427人
石油・ガス採掘業	4,418人
木材加工業	580人
その他の鉱業・製造業	1,517人
建設業	7,716人
卸売・小売業	2,613人
飲食点・ホテル業	1,235人
金融・保険・商業	930人
輸送・倉庫・通信業	1,511人
その他	2,249人
計	23,196人

## 〈職業別〉

専門、技術及びその関連職業	2,312
管理監督的職業・書記業	2,824
販売業・サービス業	4,089
農・畜産・林・漁業	685
製造・建設関連業	7,170
資材管理・輸送・機器オペレーター	6,116
計	23,196

### ① 石油・天然ガス採掘

1888年に英保護領となった当時のブルネイは、耕地も少なく低品質のゴムの輸出に依存する貧しい国であった。この国の命運を開いたのは1920年の油田の発見である。石油生産は1929年に始まり、現在はブルネイ・シェル石油会社（ブルネイ政府50%、シェル50%の出資）の合併事業で、南西海岸の陸地 Seria 地区のほか、1969年以降は沖合（off-Shore）採油が大きな比重を占めている。

これをもとに天然ガスは南西 Ampa 油田からブルネイ LNG（液化天然ガス）会社の Lumut 工場まで2本の海中パイプラインで運ばれ、液化して出荷されている。ブルネイ LNG（総工費780億円）はブルネイ政府10%、三菱商事45%、シェル石油45%の合併企業形態で1972年末から操業を開始したが、1977年から三者均等の出資に改められた。

石油・天然ガス資源から得られる収益がブルネイの財源の大半を占めることは既に述べたとおりである。原油は6～7割が日本に輸出され、天然ガスは生産能力年間5百万トンのほぼ全量が東京ガス、東京電力、大阪ガスなどに供給されている。

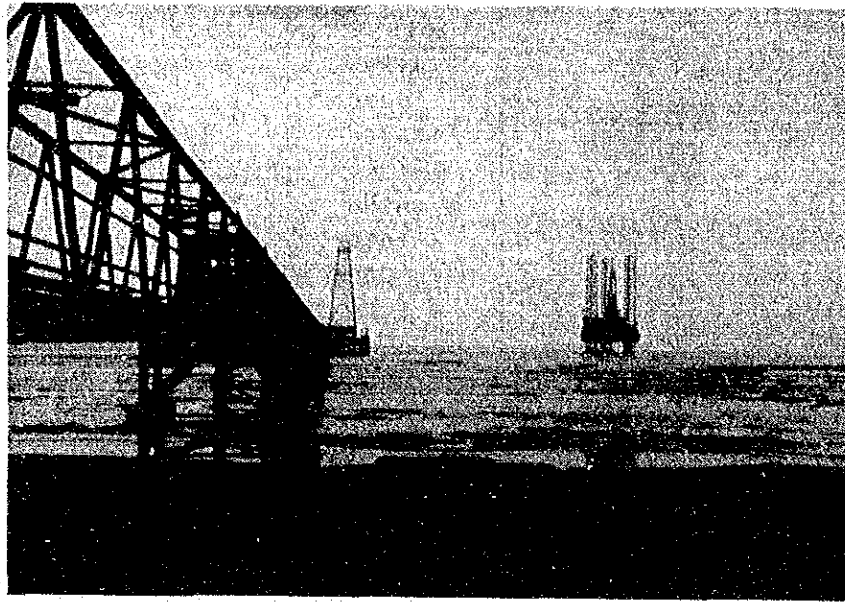
しかし、ブルネイのエネルギー資源は20年後には枯渇するとみられており、独立後の最大の課題はポスト・オイルに向けた産業開発である。

### ② 農 業

従来、農業はあまり顧みられず、食糧の自給率はわずか25%にすぎないが、世界的な食糧不足と石油資源依存一本やりは危険との判断から、第2次経済開発5カ年計画では、農業開発が重点施策としてとり上げられ、1980年代に食糧自給達成を目指している。この食糧自給計画の一環として、三菱商事が1978年に設立した現地法人マクファーム農場の食用牛飼育プロジェクトに大きな期待が寄せられている。

### ③ 水 産 業

水産業の近代化も重点施策の1つで、商業規模のトロール漁法と遠洋網漁業の開発が沖合の水産資源を対象に進められている。



石 油 採 掘

#### ④ 林 業

林業は現在、国内向け用材需要に限られており、原木輸出は嚴重に制限されているが、森林資源の総合利用開発について、ブルネイ政府の方針と協力のもとに日本の摂津板紙株式が1973年にナショナル・ペーパー・アンド・パルプ(株)を設立し、本格的な植林計画とともに、合板、製本、木材チップ生産設備の導入を進めている。

#### ⑤ 貿 易

過去2年間の貿易収支は、別表のとおり大巾な黒字を示している。ブルネイの輸出は極端に原油及び天然ガスの輸出に依存しており、1979年では総輸出額の93%を占めている。輸出相手国別では日本が全体の71%とトップを占めており、米国(8%)、シンガポール(6%)と次いでいる。輸入品は、機械、輸送用機器、製造品、食料のしめる割合が大きく、また輸入相手国も多岐に亘っているが、中でも日本(26%)、シンガポール(21%)、米国(17%)の占める割合が大きく、この3国で輸入全体の6割となっている。

外 国 貿 易 実 績

単位：100万ブルネイドル

	1978年	1979年	1980年(第1四半期)
輸出総額(再輸出を含む)	\$ 4,195.0	\$ 5,796.0	\$ 2,281.0
輸入総額(再輸入を含む)	639.0	862.0	205.0
収 支	+3,556.0	+4,934.0	+2,075.0
主要輸出品			
1. 原 油	\$ 2,619.0	\$ 3,936.0	\$ 1,532.0
2. 石 油 製 品	165.0	286.0	163.0
3. 天 然 ガ ス	1,320.0	1,480.0	549.0
4. ゴ ム	0.5	0.8	3
主要輸入品			
1. 食 料	\$ 95.7	\$ 110.4	\$ 29.7
2. 飲料及びタバコ	22.6	25.5	7.3
3. 非食用原料( 料を除く)	7.4	10.2	3.9
4. 鉱物性 料, 潤滑油, 同関連物資	14.4	15.9	5.2
5. 動物性及び植物性油, 油脂	4.0	4.9	1.4
6. 化学薬品, 化学製品	42.5	58.5	17.6
7. 製 造 品	192.7	193.2	49.3
8. 機械, 輸送用機器	193.9	349.1	68.2
9. 雑 貨 品	47.9	67.9	17.5
主要輸出先国			
日 本	\$ 3,107.5	\$ 4,109.4	\$ 1,601.8
台 湾	168.2	240.9	0
サハ州(マレーシア)	28.1	21.9	7.4
サラワク州(マレーシア)	50.8	53.0	14.1
シンガポール	203.4	348.1	221.0
米 国	383.3	485.3	213.4
南アフリカ	197.4	214.2	156.4
主要輸入先国			
オーストラリア	\$ 11.3	\$ 19.1	\$ 4.7
ベルギー・ルクセンブルグ	1.9	1.8	0.5
中 国	19.2	23.8	6.3
デンマーク	2.6	3.6	1.6
台 湾	11.1	12.4	3.4
フ ラ ン ス	7.4	13.7	3.1
西 独	14.9	18.1	3.8
香 港	10.5	16.0	4.0
イ ン ド	4.6	1.9	0.4
イ タ リ ア	3.9	5.0	1.3
日 本	154.6	221.3	49.0
西マレーシア	28.1	32.0	8.7
ニュージーランド	3.3	3.0	1.0
フィリピン	5.6	4.3	0.8
サラワク州(マレーシア)	4.5	3.8	0.7
シンガポール	140.5	183.3	47.3
タ イ	17.8	18.8	3.8
英 国	68.2	85.8	21.1
米 国	97.1	144.9	5.1

## (6) 金融

ブルネイ財務省の通貨局が発行する貨幣は法定通貨である。紙幣はいかなる額の支払に於ても、その額面どおり通用する。

紙幣は1ドル、5ドル、10ドル、50ドル及び100ドル、硬貨は1セント、5セント、10セント、20セント、及び50セントが流通している。

1973年6月、ブルネイ、シンガポール、マレーシア3国通貨協定破棄以後、ブルネイ通貨はシンガポール通貨とのみ等価交換を実施している。ブルネイ所在の各銀行はブルネイ通貨局の要請により、一般大衆から手数料無しでシンガポール通貨をブルネイ通貨に等価交換している。通貨局は逆にシンガポール通貨を受け入れた銀行に対し無条件にブルネイ通貨との等価交換を行なっている。

1979年12月31日現在、通貨流通額は約120百万ブルネイドルである。

ブルネイドルはシンガポールドルと等価交換されるので、他の通貨に対してはシンガポールドルの変動に連動してフロートする。

1980年6月現在、ブルネイには8銀行、23支店がある。

以下銀行預金・貸出額を示す。

### 銀行預金・貸出

単位：千ブルネイドル

	1979年6月30日現在	1980年6月30日現在
預金		
当座	356,491	562,407
定期	512,911	368,592
普通	116,592	146,060
計	985,994	1,077,059
貸出金	476,544	585,203

## (7) 会社事業及び会社法

ブルネイ国内で設立される会社は1956年に制定された会社法により規定される。この会社法は1929年に制定された英国会社法とほぼ同内容である。

株主50人以下で、株式の移転を禁じている会社は、個人会社(Private Company)と称され、会社法に定めるある種の義務及び制限を免除される。また、個人会社は会社登記官庁に経理内容を報告する必要がない。

ブルネイ国外で設立される会社は、外国会社(Foreign Company)と称され、ブルネイ

国内に営業所を設立した場合は会社登記官庁に登記せねばならない。国によっては、外国会社は登記所に対し、国内の営業活動に使用した、資産負債の状況、収支の状況を示す会計報告の提出を要求しているところもあるが、ブルネイにはかかる制度は存しない。ただし、外国会社は、全体の年次決算報告書の写を提出することを要する。

合弁企業は、Business Names Enactment（事業名に関する法律）に基づいて、事業名を登記所に登記しなければならない。

一般的には、ブルネイにおける会社の登記に関する規定は調整を目的とするものであり、規制を目指すものではない。公共の利益が直接影響を受ける銀行、金融、質屋業及び自動車保険業を除いては、事業を行う為の許可手続は、商業及び製造業においては制度上存在しない。医師、弁護士は当然ながら然るべき資格を取る必要があり、さらに、一般に英国で運用されているのと同様な規制と職業上の倫理義務の慣行に従うものとされている。

会社が事業活動を行うについてライセンスを必要としない場合でも、遅かれ早かれ何等かの政府のライセンス又は許可承認を必要となる可能性が大きいので、会社の事業内容を労働省長官（The Commissioner of Labour）及び経済企画庁長官（The Director of the Economic Planning Unit）に届け出て承認を得ておくが良い。なぜならば、例えば輸入労働力を必要とする場合の許可申請等に当って好意的に受理され、優先的に処理される可能性が大きいからである。入国管理局が輸入労働者に対し就労許可を出すに当って上記両官庁の承認が予め必要である。

なお、ブルネイ市民以外は、サルタンの承認なしに土地を所有することはできない。

## (B) 税 制

### ① 所 得 税

有限責任会社の法人所得税率は30%である。1949年に制定された所得税法は英国の同法に従っており、機械・工場・建造物等の資本支出に対し、資本控除が認められている。上記所得税法では、ブルネイ内において発生した収益のみを対象とするものであり、海外で発生しブルネイに送られて来ない収入には課税されない。なお、ブルネイと英国には二重課税防止条約がある。

個人は所得税を課されない。

ブルネイにおける商業及び投資を奨励するため、特定の企業及び産業に対し、税制上の投資誘致措置を経済開発局（Economic Development Board）から受けることができる。

採油事業活動は特別の法令により規制され、その収量は1963年石油所得税法（Income Tax（Petroleum）Enactment）により特別法人税が課せられる。税率は1969年改正により現在55%である。本法令は中近東産油所得のそれとほぼ同内容である。



## ② 財 産 税

財産税は 3000 ブルネイドル以上の遺産に対し課税される。本税の税率は、遺産額が少額の場合の 1 % から 1 千万ブルネイドル以上の遺産額に対する場合の 20 % までである。

### 投資優遇措置

1975 年制定の法令に基づき、ブルネイ政府は、国内の企業活動の育成・奨励のため優遇措置をとっている。

経済開発局がある産業を先駆的事業 ( Pioneer Industry )、その事業の生産物を先駆的生産物 ( Pioneer Products ) と指定すると次のような優遇措置を先駆的事業者である会社が受けられる。

#### (i) 投資総額に従い生産開始時期からある期間法人税免除の特典

投資総額	B\$ 250,000 以下	2 年
“	B\$ 250,000 ~ B\$ 500,000	3 年
“	B\$ 500,000 ~ B\$ 1,000,000	4 年
“	B\$ 1,000,000 を超えるもの	5 年

#### (ii) 機械設備、部品、付属品及び建造用資機材等に対する輸入税の免除

(iii) 先駆的生産物に必要な原材料が、ブルネイ国内で入手が不可能な場合、これに対する輸入税の免除。

## ③ 関 税

食料品、建設資機材、工業用機械、及び非アルコール飲料は無税である。輸入税はきわめて限られた特定品目に対してのみ課され、輸出税はない。

衣料、宝石、時計等には、10 % の従価税が課される。

木材、タイヤ、電気製品、写真機材、自動車及び同部品、家具は 20 % の従価税が課され、化粧品、香水には 30 % の従価税が課される。

関税率査定に当たっての対象品価額は一般市場価格に運賃・保険料その他、港へ到達する迄の諸掛を含めたものに基準を置いており、通常は Invoice Price によっている。

## 4. 運輸・通信

### (1) 港 湾

#### Bandar Seri Begawan 港

ムアラ (Muara) に新港湾施設が開設された以後、同港は外航路に使用しないこととなった。現在、同港は、Bandar Seri Begawan, Brunei Boy Settlements 及びラブアン (Labuan) 島間のローカル船にのみ使用されている。

#### Muara 港

1973年3月ムアラに新しい埠頭が開設された。同港は Bandar Seri Begawan から 29 km 離れており、内陸道路及び沿岸道路により結ばれている。同港は全長 550 フィート、重さ 1 万トン級の大型船の寄港が可能である。

#### Kuala Belait 港

同港は主としてシェル石油会社及び Seria 地区の使用に供せられている。

Seria 港には原油積み出し用タンカー・ターミナルが、また Lumut 港には、液化天然ガス積み出し用施設がある。

### 海 運 業

定期貨物船が Straits Steamship Company により、ブルネイ、シンガポール、マレーシア間に就航している。

Straits Steamship と同型の貨物船が香港、シンガポール、バンコク、台湾からムアラに物資を運んでいる。

ムアラで収容できない大型船はブルネイの沖合にある Labuan (東マレーシア) に止まり、そこからブルネイに折返し運航により物資を運んでいる。

### (2) 道 路

舗装道路は 573 km にのぼり、また、乾期に軽自動車でもドライブできる地方道路は 1571 km である。

主要ハイウェイは首都 Bandar Seri Begawan, Tutong, Kuala Belait を結んでおり、また Kuala Belait からマレーシアサラワク州の Miri まで乾期には自動車で行くことができる。現在、59 km の新バイパス道路が海岸沿いに建設中である。

1979年現在の車両数は次のとおりである。

乗 用 車	36,042 台
オートバイ・スクーター	2,077
ジープ・四輪駆動車	8,977

バン・ピックアップ	1,933 台
ローリー・トラック	1,800

### (3) 航 空

ブルネイ国際空港には、5つの国際航空会社が乗り入れている。

ブルネイ国営航空である Royal Brunei Airlines は毎日シンガポールとの間に Boeing 737 を運航しており、ホンコン、バンコック、マニラ、コタ・キナバル及びクチン間でも運航を行なっている。

ブルネイとの航空距離は次の通り。

クアラルンプール	1,612 km
ホンコン	2,004 km
コタ・キナバル	171 km
クチン	631 km
ロンドン	12,951 km
シンガポール	1,284 km

### (4) 通 信

#### (i) 電話・テレックス

電話は国内即時ダイヤル式に切りかえられ、市内は無料で、テレックスも回線が逐次ふやされ、整備をみつつある。

#### (ii) ラジオ・テレビ

国営の R.T.B. ( Radio, T.V. Brunei ) がラジオにおいて、中波・短波の国内放送を、テレビではカラー放映をしている。

## 5. そ の 他

### (1) 観 光

ブルネイには多数の観光名所がある。なかでも Sultan Omar Ali Saifuddin 寺院、有名な水上村 (The Water Village)、博物館、水族館、チャーチル記念館(この種のものとして世界でただひとつのもの)が有名である。奥地へ行きたい人の為には Longhouses (昔の喰人種の村)がある。

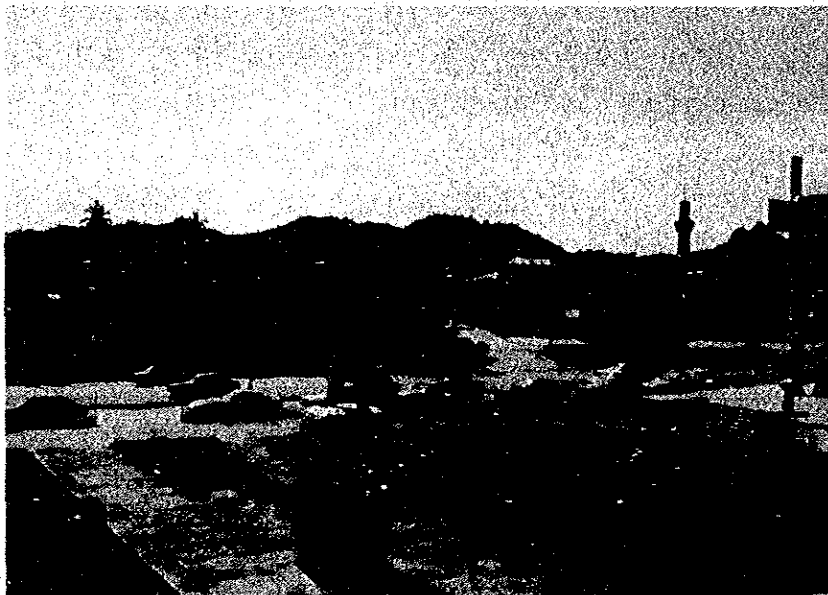
ブルネイ国際空港は、デザインの優れた近代的で広々とした建物で、滑走路や空港諸設備も東南アジアのどの空港にも劣らない。

上述のようにこの国は魅力に富み、旅行者に便宜であるにもかかわらず、観光はこの国では現在のところ未成熟な産業である。

入国管理局へ提出された入国者用カードからの統計では、過去5年間の観光客数は次のとおりである。

1975 年	3200 人
1976 年	3441 人
1977 年	3345 人
1978 年	3336 人
1979 年	3561 人

観光客の大半は、シンガポール、マレーシアといった近隣諸国であるが、近年、米国、英国、オーストラリアからも多くなってきた。今後、ブルネイ国内の観光振興の高まり、優れ



チャーチル記念館から見る市内

た航空交通，及び旅行業者の活発な活動等により，将来観光客を受け入れる体制が確立されるだろう。

## (2) 入 国 手 続

ブルネイに入国しようとする者は，最寄りの英国大使館又は領事館からビザを取得しなければならない。英連邦諸国，米国，大半の西欧諸国のパスポートを所有する旅行者はビザは不要である。

天然痘の予防接種の証明書は必要である。コレラについては汚染地域から来るか，又は通過してくる旅行者には予防注射の証明書が必要である。

入国に際しては身廻品，紙巻たばこ 200 本，パイプ用たばこ  $\frac{1}{2}$  ポンド，アルコール類 1 びん及び相当量の使用済携帯品を持ち込むことができる。

## (3) OFFICE HOUR

### 1. 銀 行

月曜日～金曜日 9:00 AM～12:00 14:00～15:00 PM

土 曜 日 9:00 ～ 11:00 AM

日曜日，祝祭日は休日

### 2. 政 府

月曜日～木曜日及び土曜日

7:30 AM～12:15 PM 13:15～16:00 PM

金曜日，日曜日，祝祭日は休日

### 3. 一般商店及び会社

日曜日～金曜日 8:30 ～ 12:00 13:30 ～ 16:30

土曜日は午前中

日曜日，祝祭日は休日

但し，一般商店の場合，地域により休日を変えてあるので注意のこと。

参 考 文 献

1. JUBILEE EDITION Chamber Journal 1980~1981  
Brunei State Chamber of Commerce
2. ブルネイ王国  
摂津板紙(株)海外事業部 1981年2月
3. ブルネイ国概況 1977・1978年度版  
三菱商事(株)
4. アジア諸国要覧  
外務省アジア局 昭和56年3月
5. ブルネイー独立へ国造りに励む  
日本経済新聞 57年8月23日付夕刊







1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that proper record-keeping is essential for transparency and accountability, particularly in financial reporting and compliance with regulatory requirements. The text notes that incomplete or inaccurate records can lead to significant legal and financial consequences for the organization.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the importance of using reliable and validated data sources to ensure the accuracy and integrity of the information. The text also discusses the challenges associated with data collection, such as ensuring data privacy and security, and the need for robust data management systems to handle large volumes of information.

3. The third part of the document focuses on the analysis and interpretation of the collected data. It describes the various statistical and analytical techniques used to identify trends, patterns, and correlations within the data. The text emphasizes the importance of using appropriate statistical methods and interpreting the results in the context of the specific research objectives and the underlying data characteristics.

4. The fourth part of the document discusses the implications and applications of the findings. It highlights how the analysis of the data can provide valuable insights into the organization's performance, identify areas for improvement, and inform strategic decision-making. The text also notes that the findings can be used to benchmark the organization's performance against industry standards and to identify best practices for other organizations in the same sector.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and the overall conclusions of the study. It reiterates the importance of maintaining accurate records and using reliable data sources to ensure the validity and reliability of the results. The text also emphasizes the need for ongoing monitoring and evaluation to ensure that the organization remains up-to-date with the latest developments in the field and to continue to improve its performance over time.

